

## 岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村や県民等が空家等に関する総合的な相談を行うことができる環境を整備するため、岐阜県空家等総合相談員（以下「相談員」という。）の登録をするための必要な事項を定めることを目的とする。

### (業務)

第2条 相談員の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が主催する空家等に関する各種会議、講習会、相談会等への参画
- 二 市町村の区域を越えて広く空家等対策に資する事業への参画
- 三 その他、岐阜県知事（以下「知事」という。）が必要と認める業務

### (登録)

第3条 相談員は、次の条件をすべて満たす者の中から知事が登録するものとする。

- 一 次項の規定による登録申請前一年以内に県が指定する講習を受講した者
  - 二 現に、主たる業務として空家等の不動産の流通、管理などに関係する実務に携わっている者
  - 三 空家等に関する講習会等の講師又は相談会等の相談員としての経験を十分に有する者
  - 四 前条に掲げる業務を実行することができると知事が認める者
- 2 前項の規定による登録を受けようとする者は、相談員登録申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。
- 一 誓約書（第2号様式）
  - 二 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦30mm横25mmのもの）

### (有効期間)

第4条 相談員の登録の有効期間は登録の日から3年間とする。

### (登録証の交付)

第5条 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が相談員として適当と認めた場合は、相談員名簿に登録するとともに、申請者に相談員登録証（第3号様式、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が相談員として適当でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、登録できない旨の通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

### (相談員の責務)

第6条 相談員は、公正、中立な立場で、謙虚に誠意をもって業務を履行しなければならない。

- 2 相談員は相談業務等の依頼を受けたときは、正当な理由無くしてこれを拒否してはならない。
- 3 相談員は、業務の実施により得た個人情報や資料などを他者に漏らしてはならない。
- 4 相談員は、業務の実施により得た情報を自己の利益のために利用してはならない。
- 5 相談員は、常に自己の研鑽に励み、能力向上に努めなければならない。

### (依頼)

第7条 市町村が相談員の派遣を依頼する場合は、相談員派遣依頼書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

### (派遣・選定)

第8条 相談員の派遣を依頼する市町村は、原則として、第5条第1項で登録された相談員の中から派遣を受ける相談員を指定できるものとする。ただし、知事は、相談員の派遣状況等を鑑

み、当該相談員での対応が困難であると判断した場合は、別の相談員を派遣できるものとする。

(費用負担)

第9条 相談員の派遣に要する費用は、原則として、第2条第一号の業務については、各種会議、講習会、相談会等を主催する市町村が、同条第二号及び第三号の業務については、予算の範囲内で岐阜県が負担する。

(登録事項の変更)

第10条 相談員は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、相談員登録事項変更届(第6号様式)により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、相談員名簿を更新するものとする。

(登録の辞退)

第11条 相談員は、登録を辞退しようとするときは、相談員辞退届(第7号様式)に登録証を添えて届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、相談員名簿から抹消するものとする。

(登録証の再交付)

第12条 相談員は、登録証を紛失又は汚損したときは、相談員登録証再交付申請書(第8号様式)により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた相談員が紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(登録の取消し)

第13条 知事は、相談員が次の各号に該当したときは、登録を取り消すことができる。この場合において、知事は、相談員登録取消通知書(第9号様式)により申請者に通知しなければならない。

- 一 不誠実な業務を行ったとき
- 二 空家等の不動産の流通、管理などに関係する実務に携わらなくなったとき
- 三 登録申請において、虚偽の申請があったと認められたとき
- 四 知事が主催又は指定する研修等に参加しないなど、技術研鑽の努力が認められないとき
- 五 その他知事が不適任と認めたとき

2 知事は前項の規定により登録の取消しを行ったときは、相談員名簿から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

(名簿の公開)

第14条 知事は、相談員及び相談員の活動について、ホームページ等適当な方法により公開するものとする。

(報告)

第15条 相談員は、市町村からの依頼に基づき実施した業務について相談業務報告書(第10号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

(実施細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、相談員の登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

### 岐阜県空家等総合相談員登録申請書

岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第3条第2項により、岐阜県空家等総合相談員としての登録を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事実と相違ありません。

相談員登録事項記載用紙

ふりがな	
氏名 (生年月日)	(生年月日： S・H 年 月 日)
勤務先等名称	
勤務先等所在地	〒 TEL : FAX : e-mail :
自宅所在地	〒 TEL : FAX : e-mail :
登録後の連絡先 (○を付けてください)	・勤務先等 ・自宅 ・その他 ( )
建築・不動産関係にて 保有する資格名	(建築士・宅地建物取引士等)
登 録 条 件	
申請前一年以内に県が 指定する講習を受講し ている。	※受講した講習を記載してください
主たる業務として 空家等の不動産の流 通、管理などに関係す る実務に携わってい る。	携わっている主たる業務の内容  ( )

空家等に関する講習会等の講師又は相談会等の相談員としての経験を十分に有している。	<p>※岐阜県空家等総合相談員又は岐阜県住宅供給公社が開設した「空き家・すまい総合相談室」の相談員として1年以上の実務経験を有する方はその登録・委嘱期間を記載してください。</p> <p>岐阜県空家等総合相談員の登録期間  年 月 日 ～ 年 月 日</p> <p>「空き家・すまい総合相談室」の相談員の委嘱期間  年 月 日 ～ 年 月 日</p>
	<p>※上記以外の方は、過去三年以内に開催された講習会・研修会等の講師及び相談会等の相談員としての主な実績（講習会・研修会・相談会の名称・開催日・立場・主催者）を5件記載してください。主催者が行政機関（国・県・市町村）以外の場合は、実績を証明する資料（チラシ等）を添付してください。</p> <p>実績1  名称：  開催日： 年 月 日  立 場：  主催者：</p> <p>実績2  名称：  開催日： 年 月 日  立 場：  主催者：</p> <p>実績3  名称：  開催日： 年 月 日  立 場：  主催者：</p> <p>実績4  名称：  開催日： 年 月 日  立 場：  主催者：</p> <p>実績5  名称：  開催日： 年 月 日  立 場：  主催者：</p>

- ※添付書類
- ・誓約書（第2号様式）
  - ・写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦30mm横25mmのもの）
  - ・保有する建築、不動産関係の免許証の写し
  - ・実績を証明する書類（チラシ等、行政機関の主催する講習会・研修会・相談会の実績の場合は不要）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

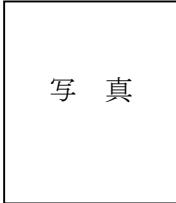
誓 約 書

私は、岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第6条に規定する相談員の責務を遵守することを誓います。

第3号様式（第5条関係）

相談員登録証

（表面）

登録番号	第	号	岐阜県空家等総合相談員登録証		
氏名					
交付年月日	年	月	日		
有効期間	年	月	日		
岐阜県知事					

（裏面）

- 1 業務に従事するときは、常に本証を携帯し、依頼者等に本証を提示すること。
- 2 公正、中立な立場で、謙虚に誠意をもって業務を履行しなければならない。
- 3 相談業務等の依頼を受けたときは、正当な理由無くしてこれを拒否してはならない。
- 4 業務の実施により得た個人情報や資料などを他者に漏らしてはならない。
- 5 業務の実施により得た情報を自己の利益のために利用してはならない。
- 6 常に自己の研鑽に励み、能力向上に努めなければならない。



第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

岐阜県知事

### 登録できない旨の通知書

年 月 日付けで岐阜県空家等総合相談員の登録の申請がありましたが、下記の理由により登録できませんので、岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第5条第2項の規定により、通知します。

記

（理由）

付記 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申し立てをすることができます。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
申込者 団 体 名  
代表者名

岐阜県空家等総合相談員派遣依頼書

岐阜県空家等総合相談員の派遣について、下記のとおり申請します。

記

派遣相談員名	※派遣相談員を特に指定しない場合は記載不要
派遣目的	
派遣日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
派遣先	名 称 住 所 連絡先

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
(登録番号 号)

岐阜県空家等総合相談員登録事項変更届

岐阜県空家等総合相談員登録申請書の記載内容について、下記のとおり変更が生じたので、岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第10条第1項の規定により届出をいたします。

記

(変更内容)

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
(登録番号 号)

岐阜県空家等総合相談員辞退届

岐阜県空家等総合相談員の登録を辞退したため、岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第11条第1項の規定により届出をいたします。

記

(理 由)

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
(登録番号 号)

岐阜県空家等総合相談員登録証再交付申請書

岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第12条第1項の規定により、登録証の再交付を申請します。

記

紛失または汚損の年月日	年 月 日
紛失または汚損の理由	

年 月 日

（相談員名） 様

岐阜県知事

岐阜県空家等総合相談員登録取消通知書

岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第13条の規定により、下記の相談員の登録を取り消しましたので、通知します。

ついては、相談員登録証を返納してください。

記

- 1 氏 名
- 2 登録番号
- 3 登録年月日
- 4 取消しの理由

付記 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申し立てをすることができます。

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
(登録番号 号)

### 岐阜県空家等総合相談業務報告書

岐阜県空家等総合相談員登録制度要綱第15条の規定により、実施した業務について報告します。

業務実施日	年 月 日 ( )
依頼された業務内容	
対応内容	
その他	